

**三池港港湾 BCP (事業継続計画)
感染症編**

令和7年12月

三池港港湾 BCP 協議会

目 次

1. はじめに	2
2. 感染症BCPの対象	3
3. 感染症BCPの目的	4
4. 感染症BCPで想定する流行段階と対応策	5
5. 感染症BCPの実施体制	6
6. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	9
【災害対応編】	9
7. 対応計画	
【貨物船編】	
(1) 感染予防対策	12
(2) 感染者等が発生した場合の対応	16
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	17
(2) 感染者等が発生した場合の対応	18
8. マネジメント計画	
(1) 事前対策	
【貨物船編】	19
【災害対応編】	19
(2) 教育・訓練	20
(3) BCPの見直し・改善	21

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」という。）のパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗組員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の乗組員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ポストコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染が拡大しても三池港の港湾機能を維持できるよう、働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにし、危機管理対策、体制の強化を目的に、三池港港湾BCP（事業継続計画）（以下「港湾BCP」という。）の別冊として、感染症編（以下「感染症BCP」という。）を策定する。

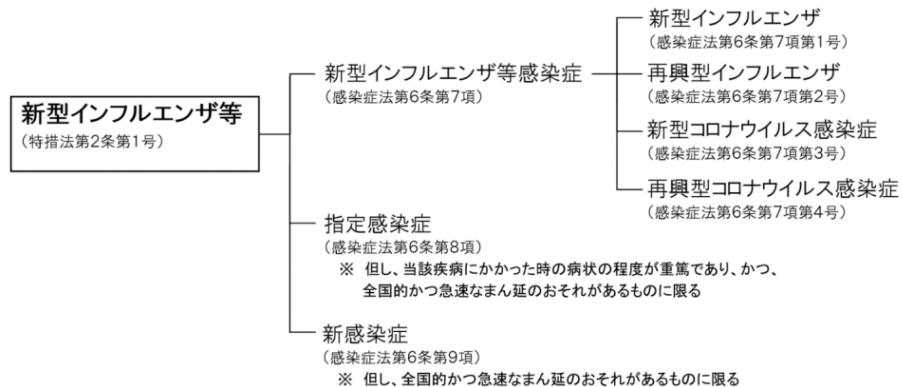
なお、感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、感染症BCPにおける対策については、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症を念頭に策定する。

2. 感染症BCPの対象

感染症BCPでは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定される、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）を対象とする。

なお、感染症BCPは飛沫や接触を感染経路とし、国内でのまん延が予想されるその他の感染症にも準用する。

【新型インフルエンザ等の定義】



分類	感染症法 第6条	説明
新型インフルエンザ等感染症	第7項	<p>【新型インフルエンザ】 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの</p> <p>【再興型インフルエンザ】 かつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあると認められるもの（告示で指定）</p> <p>【新型コロナウイルス感染症】 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの</p> <p>【再興型コロナウイルス感染症】 かつて世界規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあると認められるもの（告示で指定）</p> <p>出典：福岡県（2024）「福岡県感染症予防計画（第5版）」</p>
指定感染症	第8項	既知の感染症（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く）で、一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの (延長含め最大2年間に限る)
新感染症	第9項	ヒトからヒトに伝染する未知の感染症であって、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

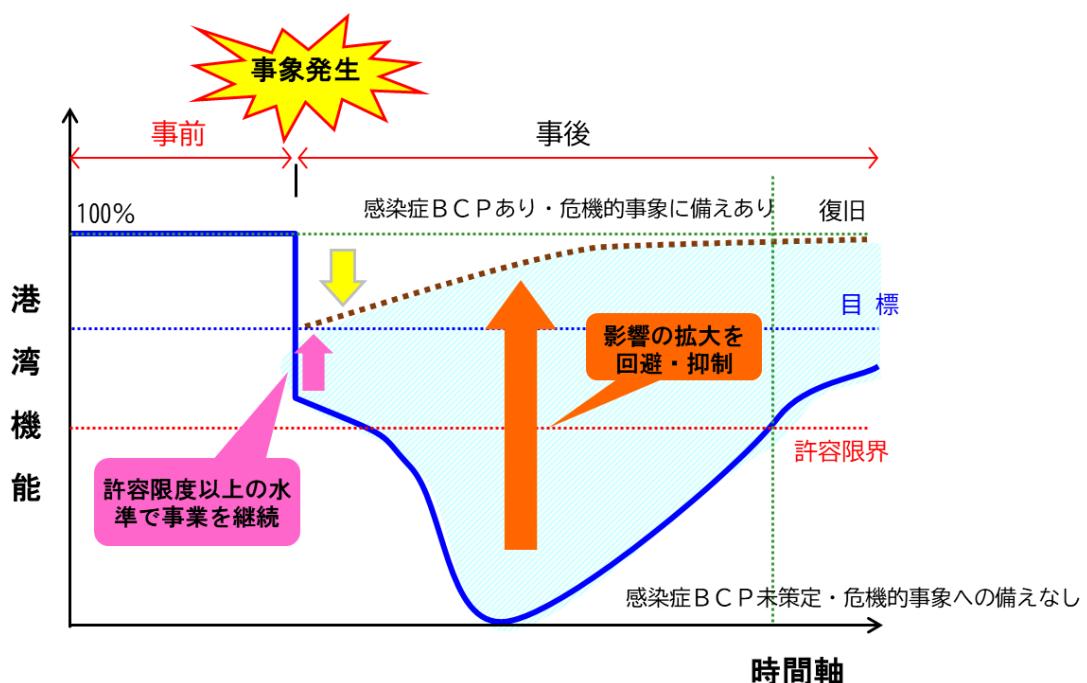
3. 感染症BCPの目的

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗組員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQ¹をはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止に陥る。

また、感染者の搬送、船内の消毒や乗組員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

感染症BCPは、感染症によって三池港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、感染症BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって三池港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。



¹ CIQ: 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略で、ヒト (人) やモノ (貨物・動物・植物) が出入国する際に法令に基づく手続きを執り行う行政機関をいう。

4. 感染症B C Pで想定する流行段階と対応策

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、流行期間が長期に亘ることも想定されることから、こうした中でも港湾における感染症の蔓延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階を想定し、計画を策定する。

流行段階	流行状況等	対応策
①未発生期	感染症B C Pの対象となる感染症発生に備え、体制を整備する時期	全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進める。
②海外発生期	海外にて感染症が発生した事が政府やWHOの情報により確認され、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期	感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価する。
③国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期	港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る。 また、港湾関係者において感染症が発生することも想定し、対応する。
④国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期	感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う。
⑤小康期	感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期	感染拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

5. 感染症BCPの実施体制

(1) 実施体制

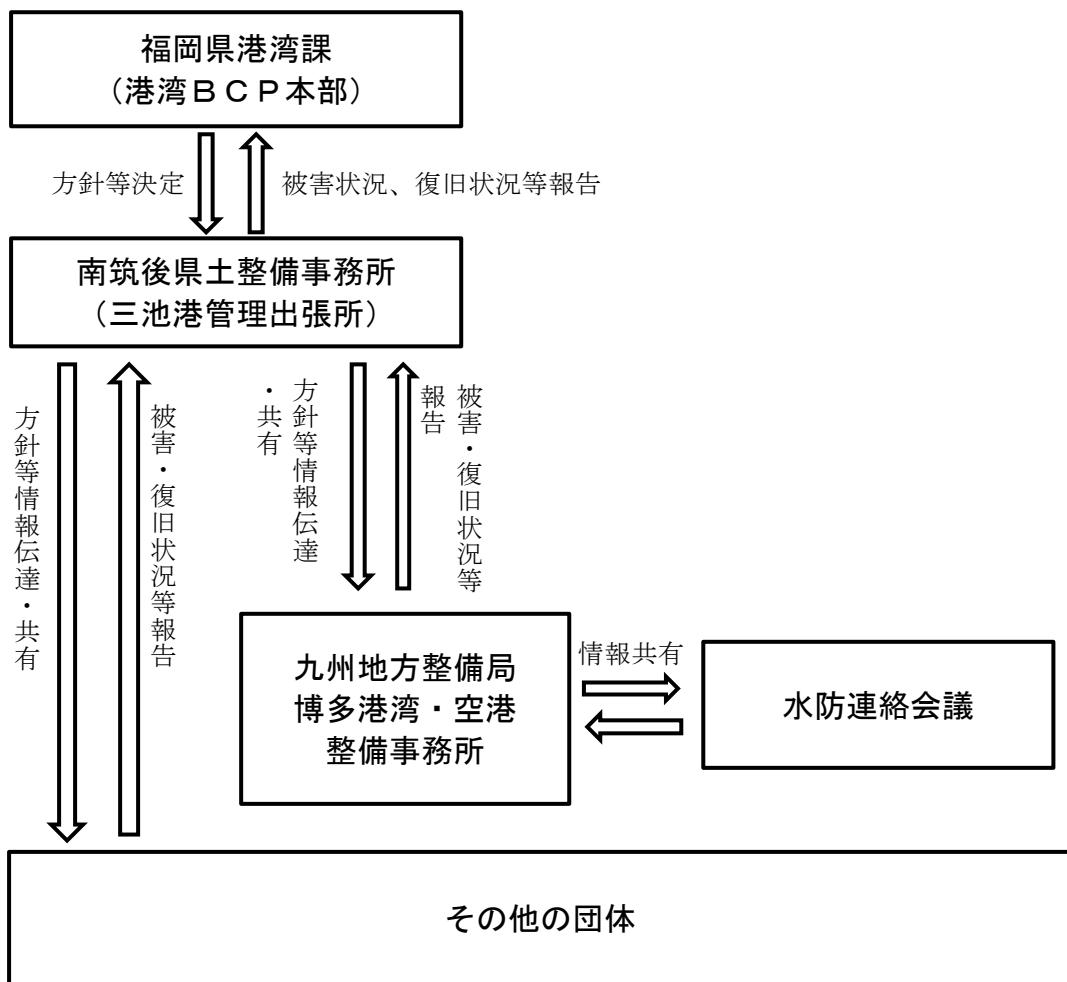
感染症BCPにおいては、三池港港湾BCP協議会（以下「BCP協議会」という。）の構成団体にて対策を講じる。

表-1 BCP協議会の構成団体

行政 関係 者	県	国土整備部 港湾課（以下「福岡県港湾課」という。）（事務局・港湾BCP本部）
		南筑後県土整備事務所
		保健医療介護部 がん感染症疾病対策課（※感染症BCPのみ）
		南筑後保健福祉環境事務所（※感染症BCPのみ）
		総務部 防災危機管理局 防災企画課（※感染症BCPのみ）
国	国	九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所
		九州地方整備局 有明海沿岸国道事務所
		九州運輸局 海上安全環境部
	厚生労働省	福岡検疫所 三池出張所（※感染症BCPのみ）
	法務省	出入国在留管理庁 福岡出入国在留管理局 熊本出張所（※感染症BCPのみ）
市	市	財務省 長崎税関 三池税関支署（※感染症BCPのみ）
		三池海上保安部 交通課
		大牟田市 防災危機管理室
		三池港物流(株)港務部
		三井化学(株)大牟田工場 安全・環境部
港 湾 利 用 者	港 湾 利 用 者	三池製錬(株) 管理部
		全農エネルギー(株)有明石油基地
		島原海湾水先区水先人会

(2) 連絡体制

実施体制のB C P協議会の構成団体に加え、情報の収集及び共有・更新を強化する目的から、三池港水際・防災対策連絡会議（以下「水防連絡会議」という。）を追加するものとする。



図一2 感染症B C Pの連絡体制

表－2 三池港水際・防災対策連絡会議（水防連絡会議）構成団体一覧

国	県	関係団体
法務省 出入国管理在庁 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	福岡県 県土整備部 港湾課	全日本海員組合 九州関門 地方支部
財務省 長崎税関 三池税関支署	福岡県 南筑後県土整備事務所	島原海湾水先区水先人会
厚生労働省 福岡検疫所	福岡県 総務部 防災危機管理 局	(一社) 日本埋立浚渫協会 九州支部
国土交通省 九州運輸局 海上安全環境部	福岡県 保健医療介護 部 がん感染症疾病対 策課	三池港物流（株）
海上保安庁 三池海上保安 部	福岡県警察 大牟田警察署	三池製鍊（株）
環境省 九州地方環境事務 所		三井化学（株） 大牟田工場 安全・環境部
陸上自衛隊 西部方面混成 団		全農エネルギー（株） 有 明石油基地
海上自衛隊 佐世保地方總 監部 防衛部 第3幕僚室		

事務局	市
九州地方整備局	大牟田市 防災危機管理室
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	大牟田市 消防本部

6. 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船編²】

① 未発生期

- ・特記事項なし。

② 海外発生期

- ・外航貨物船の乗組員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した乗組員や感染疑いのある乗組員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク（※②～⑤に跨るリスク）
- ・外航貨物船が乗組員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）

③ 国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と乗組員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク（※③～④に跨るリスク）
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク（※③～④に跨るリスク）（特に緊急物資輸送時に留意）

④ 国内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の乗組員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

【災害対応編】

① 未発生期

- ・特記事項なし。

② 海外発生期

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

² 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

- ・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク〈※②～④に跨るリスク〉

③ 国内発生早期

○被災状況調査・TEC-FORCE³等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④ 国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・港離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染が拡大するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

³ TEC-FORCE とは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行なえるよう、国土交通省において創設された「緊急災害対策派遣隊」のこと。

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7. 対応計画

【貨物船編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所（以下「三池港管理出張所」という。）は、国土交通省九州地方整備局等や南筑後保健福祉環境事務所、福岡検疫所三池出張所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」という。）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、BCP協議会及び水防連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。

外航船の乗組員から又はそれら相互の接触によって、県内に感染が発生する事態を想定し、三池港管理出張所は船舶代理店、船社及び乗組員等（以下「船社等」という。）に対し、厚生労働省が推奨する感染対策の実施を要請するとともに、出入港する外航船の乗組員等に感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（以下「感染者等」という。）が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう依頼する。

また三池港管理出張所は、これら情報をとりまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他のBCP協議会構成員及び水防連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う厚生労働省が推奨する感染対策の把握に努める。

③ 国内発生早期

三池港管理出張所は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、BCP協議会及び水防連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

三池港管理出張所は船社等に対し、厚生労働省が推奨する感染対策の強化を要請するとともに、出入港する船舶の乗組員等に感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう依頼する。

また三池港管理出張所は、これら情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他のBCP協議会構成員及び水防連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う厚生労働省が推奨する感染対策を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④ 国内感染期

三池港管理出張所は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、BCP協議会及び水防連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

三池港管理出張所は船社等に対し、厚生労働省が推奨する感染対策の徹底強化を要請するとともに、入出港する船舶の乗組員等に感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう依頼する。

また三池港管理出張所は、これら情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他のBCP協議会構成員及び水防連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う厚生労働省が推奨する感染対策並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を自ら行う。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

感染が発生した場合は、5. 感染症BCPの実施体制に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、三池港管理出張所は引き続き、貨物船を取り扱う船社等に対し、厚生労働省が推奨する感染対策の継続等を依頼する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表－3 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の感染対策			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
予防・防疫資器材の備え置き把握・他港との相互融通			
	職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化		衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し、感染症BCPの改訂

表－4 各流行段階における対応及びその主体

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	実施主体								
						福岡県 港湾課	三池港管 理出張所	南筑後保 健福祉環 境事務所	船社等	博多港 湾・空港 整備事務 所	福岡 检疫所	三池海上 保安部	その他 行政 関係者	その他 港湾 利用者
(1) 平時の対応														
①連絡・調整体制の整備	適 宜					○	○	○	○	○	○	○	○	○
②訓練						○	○	○	○	○	○	○	○	○
③防疫等に必要な資器材の確保・備蓄						○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 基本的な対応														
①感染症の症例、発生事例、予防法等の情報収集・共有					→	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②厚生労働省推奨の検温やマスク着用等の感染対策					→	○依頼	○依頼		○実施					
(3) 海外発生期以降の対応														
①港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握・共有				→		○	○	○	○					○
②防疫措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握・共有				→		○	○		○					○
③職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化				→		○依頼	○依頼		○実施					
(4) 感染者等が発生した場合の対応														
①三池港における乗組員等の感染等の報告・情報共有	感染者等発生時					○	○	○	○	○	○	○	○	○
②防疫関係機関に報告							○		○		○			
③感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置						○依頼	○依頼		○実施					
(5) 小康期以降の対応														
①感染症の予防・防疫資機材の補充					→	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②感染症BCPの見直し					→	BCP協議会で見直し								

訓練等で見直しの必要
が生じた場合は適宜

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社等は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、三池港管理出張所に連絡を行う。

三池港管理出張所はB C P協議会構成員へ、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所は水防連絡会議構成員に対してそれぞれ適宜情報共有を行う。あわせて、三池港管理出張所は防疫関係機関と対応を相談し、当該船社等へ適宜他の乗組員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やP C R検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を要請する。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

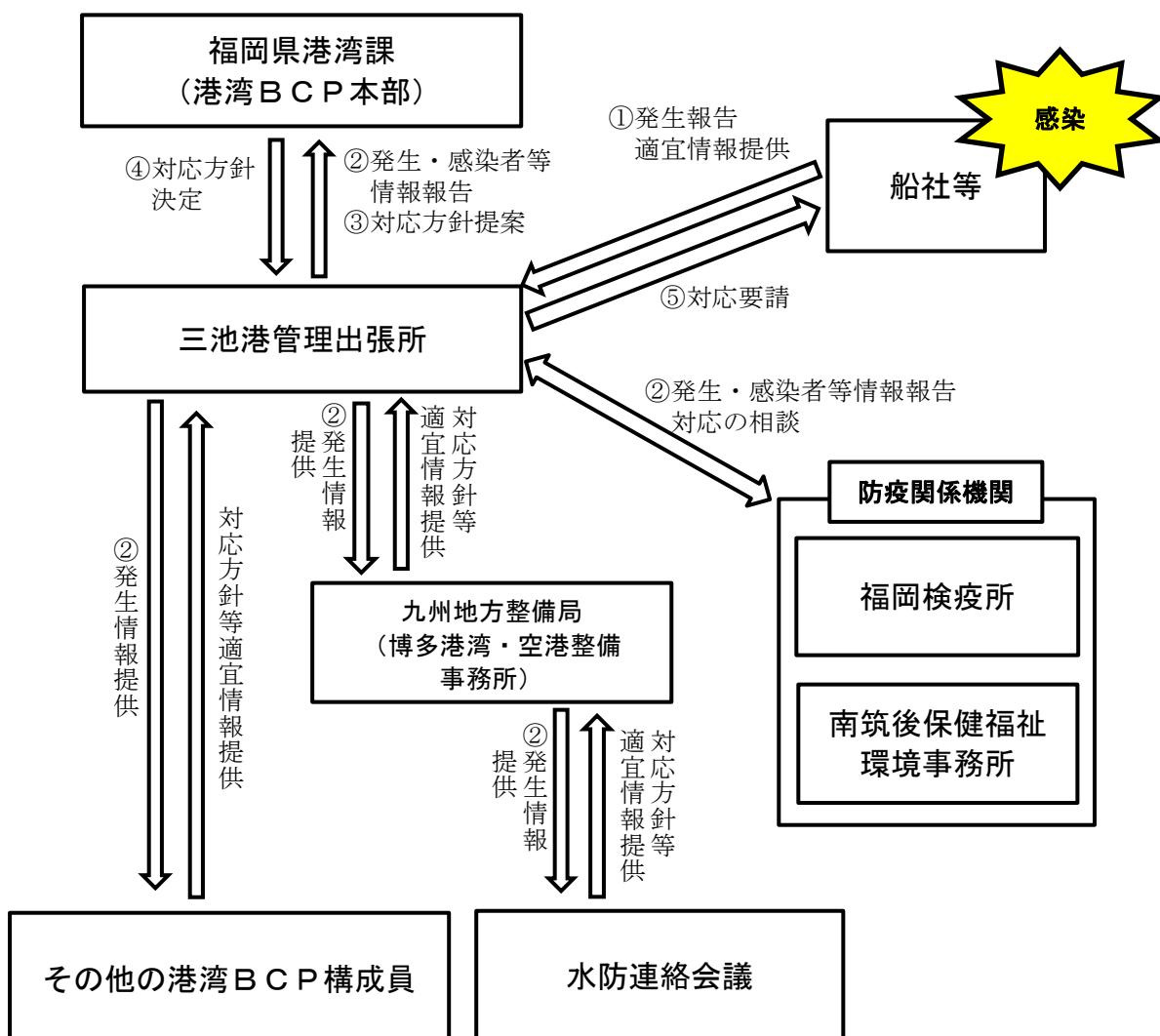


図-3 感染者等が発生した場合の連絡体制

【災害対応編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

三池港管理出張所及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、支援船の着岸バース調整を行う。

③ 国内発生早期

三池港管理出張所及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。九州地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

④ 国内感染期

三池港管理出張所及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。九州地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

⑤ 小康期

国土交通省港湾局は、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施する。また三池港管理出張所及び九州地方整備局は感染予防対策用品の補充を実施する。

表－5 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			
災害対応従事者の検温			
支援船のバース調整			
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小		
	オンラインでのリエゾン対応の検討		複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂

（2）感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係機関に連絡を行うとともに、BCP協議会構成員及び水防連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関と対応を相談し、他の乗組員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。また被災地における感染状況については、BCP協議会構成員及び水防連絡会議において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

【貨物船編】

三池港管理出張所は、BCP協議会及び水防連絡会議等の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

三池港管理出張所は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗組員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船における配乗条件の把握などの受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資器材の準備⁴を行う。

またBCP協議会構成員及び水防連絡会議構成員は、海外感染期に入った時点で、7. 対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなつた際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

【災害対応編】

三池港管理出張所及び九州地方整備局は、以下について事前に調整を行う。

- ・ ホットラインの確認及び、感染症発生時におけるTEC-FORCEの派遣方針に関する認識の共有。
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・ 関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPを拡充。

⁴ 地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

- ・感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）

※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ・複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びP D C Aによる実効性向上。
- ・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ・災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整

（2）教育・訓練

B C P 協議会構成員は、港湾において感染症が発生した際の訓練を定期的に実施することとする。特に海外発生期や国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症B C Pに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を必要に応じて設けるものとする。

表—6 三池港で実施する訓練一覧

訓練等の種類	概 要	主 体	頻 度
情報伝達訓練	情報収集・伝達の流れについて 問題点等の洗い出しや情報連絡 系統の確認・構築を図る	三池港 港湾B C P 協議会 (事務局：福岡県)	年1回程度

(3) 感染症BCPの見直し・改善

感染症BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方にとって、BCP協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のBCP等に基づき、適宜、感染症BCPの見直し・改善を行う。また、感染症BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において感染症BCPに基づいてとられた具体的な対処行動等の振り返りの上、総括を行い、必要に応じて機動的に感染症BCPの見直しを行うこととする。

なお、感染症BCPでは三池港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である九州地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、感染症BCPは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる三池港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、感染症BCPに的確に反映していくこととする。



図-4 PDCAサイクルのイメージ